

横浜市資産指令第1042号  
平成28年11月1日

許可番号 第05620020263号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市旭区上川井町2046番地13-2階C  
氏名 株式会社 池田商店  
代表取締役 粕谷 毅 様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子

許可の年月日 平成28年11月1日  
許可の有効年月日 平成35年10月31日



### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

(1) 破砕：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であることを除く）

この許可証写しは情報開示の一環としてホームページに公開したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。またこの許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

#### 処理施設の概要

(株) 池田商店

(1) 破砕1施設 1基 (297 t/日)

設置年月日：平成4年1月1日 許可年月日：平成13年2月1日  
許可番号：810009

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類 以上3種類

(2) 破砕2施設 1基 (675 t/日)

設置年月日：平成4年1月1日 許可年月日：平成13年2月1日  
許可番号：810008

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類 以上3種類

### 3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物等の保管量は7,089m<sup>3</sup>以内とし、高さは3.75m以下とする。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年1月1日 新規許可  
平成28年11月1日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。